

平成 26 年 4 月からの

年金制度の主な改正について

基礎年金

遺族基礎年金の父子家庭への支給

「遺族基礎年金」は、世帯の生計の担い手が死亡したとき、その人によって生計を維持していた子のある妻または子に支給される年金とされてきました。

しかし、近年は夫婦共働き世帯などが増え、母親の死亡により世帯の収入が減少し、経済的に困窮するケースも多く、母子家庭のみに支給されるのは実情に合わない指摘されていました。

そこで、年金機能強化法の成立により、遺族基礎年金の支給にかかる男女間の差異が解消され、支給範囲が父子家庭にも拡大されることになりました。

遺族共済年金については、受給者が夫の場合、60歳に達するまでは支給が停止(障害の場合を除く)となります。ただし、夫に遺族基礎年金が支給される場合には、60歳未満でも支給されます。

	平成 26 年 3 月 31 日まで		▶	平成 26 年 4 月 1 日から	
	母子家庭	父子家庭		母子家庭	父子家庭
遺族基礎年金	○	×		○	○
遺族共済年金	○	△ (※1)		○	○ (※2)

※1 夫が遺族の場合、60歳になるまで支給停止となります。(障害等級が1級または2級の障害の状態にある者を除く)

※2 ※1の夫でも遺族基礎年金が支給される場合は、60歳未満でも遺族共済年金が支給されます。

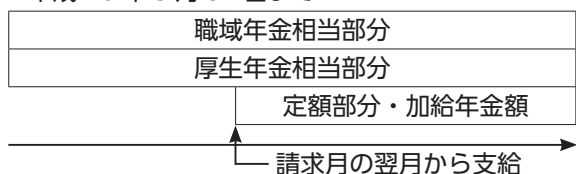
共済年金

特例による退職共済年金の障害者特例に係る取扱いの改善

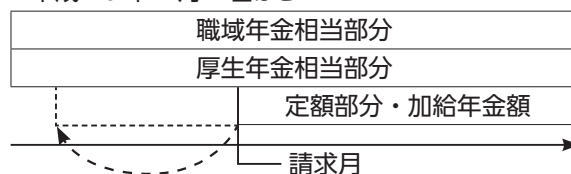
これまで、障害等級3級以上の障害の状態にある方が障害者特例の請求をした場合、請求月の翌月から障害者特例による支給が行われていましたが、平成26年4月からは、下記のいずれかに該当する場合には、その時点で請求があったものとみなし、さかのぼって障害者特例による支給が行われます。

- ①退職共済年金の受給権者となった日において、組合員でなく、かつ、障害共済年金等を受けられるとき
- ②障害共済年金等を受けられることとなった日において、退職共済年金の受給者であって、かつ、組合員でないとき
- ③組合員の資格を喪失した日において、退職共済年金の受給者であって、かつ、障害共済年金等を受けられるとき

<平成 26 年 3 月 31 日まで>



<平成 26 年 4 月 1 日から>



①②③のいずれかに該当したときにさかのぼって支給

共済年金

退職共済年金の繰下げ支給に係る取扱いの見直し

これまで、70歳に達した後に繰下げの申出を行った場合、申出のあった月の翌月分から支給されていましたが、平成26年4月からは、70歳に達した後に申出を行った場合、70歳に達した月の翌月までさかのぼって支給されます。

お問い合わせ先 年金課 ☎ 048-822-3307